

次年度における懇話会から審議会への移行について

【移行理由】

一般廃棄物の適正処理に関する市民の意見の反映、公正な行政運営の確保、専門知識の導入、行政施策推進のための総合調整などを審議するため懇話会から審議会へ移行する。

【目的】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項に基づき、長岡京市における一般廃棄物の減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査・審議することを目的とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 【抜粋】

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

【審議会名】

長岡京市廃棄物減量等推進審議会とする。

【組織構成】

委員15名以内をもって組織する。

【組織内訳】

委員区分	委員数	委員区分	委員数
学識経験者	1名程度	大手スーパー	1名程度
市民団体	4名程度	中小企業	1名程度
企業	1名程度	公募者・市関係者	3名程度

【条例】

長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 【抜粋】

(廃棄物減量等推進審議会)

第23条 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、法第5条の7第1項の規定に基づき、長岡京市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

(審議会の組織)

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【規則】

長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則 【抜粋】

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 条例第23条の規定により設置する長岡京市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が召集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、審議会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第10条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、廃棄物減量等推進業務主管課において処理する。

【報酬額】

長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 【抜粋】

(報酬の額)

第2条 報酬の額は別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

区分	報酬の額
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 9,600円